第三十五条に次の一項を加える。

13　第四項から前項までに定めるもののほか、適用前譲渡及び適用後譲渡の対価の額の算定の方法その他第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十六条の二第一項中「平成二十七年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に改め、「第三十五条第一項」の下に「（同条第三項の規定により適用する場合を除く。）」を加え、同条第二項中「平成二十七年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に改める。

第三十六条の五中「平成二十七年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に改める。

第三十七条第一項中「（以下第三十七条の三」を「（以下同条」に改め、同条第九項中「第五条第四項第四号」を「第五条第四項第五号」に改める。

第三十七条の三第三項中「（第十三条の規定を除く。）」を削る。

第三十七条の十一の三第四項中「個人番号を有しない者」の下に「その他政令で定める者」を加え、同条第五項中「課税未成年者口座」の下に「を構成する口座」を加える。

第三十七条の十一の六第四項第一号中「次に掲げる」の下に「利子等又は」を加える。

第三十七条の十二の二第二項に次の一号を加える。

十一　所得税法第六十条の二第一項又は第六十条の三第一項の規定により行われたものとみなされた上場株式等の譲渡

第三十七条の十三第一項中第四号を削り、第五号を第四号とする。

第三十七条の十四第五項第三号中「、当該勘定設定期間の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める日」を「当該勘定設定期間がイに掲げるものである場合には、当該勘定設定期間及び平成二十五年一月一日」に、「次項及び第十三項」を「次項第一号」に、「の住所」を「の住所）」に改め、同号イ中「期間　平成二十五年一月一日」を「期間」に改め、同号ロ中「平成三十三年十二月三十一日までの期間　平成二十九年一月一日」を「平成三十五年十二月三十一日までの期間」に改め、同号ハを削り、同条第六項中「その者の氏名、生年月日、住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所。以下この条において同じ。）及び基準日における国内の住所その他の財務省令で定める事項を記載した申請書に、基準日における国内の住所を証する書類として政令で定める書類を添付して」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を」に改め、「これを」を削り、「（当該」を「（次の各号の」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前項第三号イに掲げる勘定設定期間の非課税適用確認書の交付を受けようとする場合　その者の氏名、生年月日、住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所。以下この条において同じ。）並びにその者の基準日における国内の住所その他の財務省令で定める事項を記載した申請書及び当該基準日における国内の住所を証する書類として政令で定める書類

二　前項第三号ロに掲げる勘定設定期間の非課税適用確認書の交付を受けようとする場合　その者の氏名、生年月日、住所及び個人番号その他の財務省令で定める事項を記載した申請書

第三十七条の十四第七項中「前項」を「前項各号」に改め、同条第九項中「第六項」を「第六項各号」に改め、「事項（」の下に「番号既告知者から提出を受けた申請書にあつては、当該事項及びその者の個人番号。」を加え、同条第十三項中「、基準日における国内の住所」を「及び個人番号」に改め、同条第十五項第二号中「（同日の属する勘定設定期間内の各年に限る。）」を削り、同号ただし書中「同日後に」の下に「、非課税適用確認書の提出を受けた場合又は」を加え、「又は」を「若しくは」に改める。

第三十七条の十四の二第五項第五号中「に開設している」の下に「口座で、」を加え、「次号」を「以下この号及び次号」に、「で、」を「により構成されるもの（二以上の特定口座が含まれないものに限る。）のうち、」に改め、同項第六号中「が、」の下に「前号の」を、「の口座」の下に「により構成される口座」を加え、同号ヘ中「以外」を「を構成する特定口座以外」に、「（特定口座である当該口座に限る。）」を「を構成する特定口座」に改め、同条第六項第二号中「掲げる移管」の下に「（前項第二号ヘ(1)に規定する政令で定める事由による移管を除く。以下この号及び第四号において同じ。）」を加え、「同項」を「第四項」に改め、同条第八項第二号中「当該上場株式等の一を「その取得に要した費用の額並びにその」に、「に係る取得対価の額及び」を「の取得対価の額及びその取得に要した費用の額並びにその」に改め、同条第十二項中「個人番号」の下に「（既に個人番号を告知している者として政令で定める者（第十五項において「番号既告知者」という。）にあつては、氏名、生年月日及び住所。次項及び第十四項において同じ。）」を加え、同条第十五項中「事項（」の下に「番号既告知者から提出を受けた申請書にあつては、当該事項及びその者の個人番号。」を加える。

第三十九条第二項中「第百五十一条の二第一項」を「第百五十一条の四第一項」に改め、同条第四項中「確定申告書又は決定（国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。）に係る同法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等（当該課税標準等又は税額等につき修正申告書の提出又は同法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正（以下この項及び第九項において「更正」という。）があつた場合には、その申告又は更正後の課税標準等又は税額等）が過大」を「当該譲渡の日の属する年分の所得税につき所得税法第百五十三条の二第一項各号に掲げる場合に該当すること」に、「当該各号」を「次の各号」に改め、同項第二号中「より」を「より、同法第百五十一条の三第一項の規定による修正申告書の提出又は」に、「基づく更正」を「基づく国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正（当該請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項及び第九項において「更正」という。）に、「当該更正」を「当該修正申告書の提出又は更正」に改め、同項に次の一号を加える。

三　当該資産の譲渡をした日以後に当該相続又は遺贈に係る被相続人（包括遺贈者を含む。）の当該相続の開始の日の属する年分の所得税につき所得税法第百五十一条の六第一項に規定する遺産分割等の事由が生じたことにより、同項の規定による修正申告書の提出又は同法第百五十三条の五の規定による更正の請求に基づく更正があつた者　当該修正申告書の提出又は更正があつた日の翌日から四月を経過する日

第三十九条第五項中「第百五十一条の二第一項」を「第百五十一条の四第一項」に改め、同条第七項中「同条第六項前段の規定の適用を受けた」を「同条第四項ただし書の規定の適用を受けるもの又は同項本文の規定が適用されないこととなつた」に改める。

第四十条の二第二項中「平成二十八年十二月三十一日」を「平成三十年十二月三十一日」に改める。

第四十条の三の二第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項に次の一号を加える。

四　当該内国法人が中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成二十一年法律第九十六号）第二条第一項に規定する金融機関から受けた事業資金の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の弁済の負担を軽減するため、同法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に条件の変更が行われていること。

第四十条の三の三第一項中「第十六項」を「第二十項」に、「第十二項及び第十三項」を「第十六項及び第十七項」に改め、「計算した」の下に「同法第二条第一項第二十二号に規定する」を加え、「同号イ」を「同法第百六十四条第一項第一号イ」に改め、同条第十七項中「第三項」を「第六項」に、「第五項」を「第九項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十六項を同条第二十項とし、同条第十五項中「第十二項の」を「第十六項の」に、「第四十条の三の三第十二項」を「第四十条の三の三第十六項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十四項を同条第十八項とし、同条第十三項を同条第十七項とし、同条第十二項中「第四十条の三の三第十二項」を「第四十条の三の三第十六項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十一項を同条第十五項とし、同条第十項を同条第十四項とし、同条第九項を同条第十三項とし、同条第八項第一号中「第四項」を「第七項若しくは第八項」に、「同項」を「これら」に改め、同項第二号中「第四項」を「第七項又は第八項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第七項中「第四項」を「第七項又は第八項」に改め、同項を同